

第3章 まとめと今後の課題

富山県と佐賀県で行った実態調査結果を両地域を比較しながら、農業の担い手と農業構造の現状、農地利用の現状と利用調整問題、そして将来の離農を踏まえた担い手と農業再編の方向について整理する。

第1節 農業の担い手と農業構造の現状

農業の担い手を中心に農業構造の現状について整理したい。

第1に、農業構造を概観すると、次のような特徴がある。富山県A地区は兼業深化地帯にあって、第2種兼業農家がほとんどで、5ha以上の農家は僅か1戸であり、土地利用型の中大規模農家はほぼ存在しない。そうした中で、大規模法人1社と集落営農組織4組織（法人組織3、任意組織1）が徐々に設立され、それらが地域内農地の2/3を集積している。佐賀県B地区では中大規模の農家が存在し、5ha以上経営の農家が3戸立地し、16haを経営する農家も存在する。そうした中大規模の農家を中心に数ha規模を含めた農家が担い手になって、地域内の大豆収穫作業や水稻乾燥調製作業の受託組織が活動してきたのが特徴である。そして近年急成長した集落営農組織3組織（すべて任意組織）が農地の7割を集積している。

その結果、統計上でも両地域とも農家以外の事業体の経営面積シェアが高いことで共通している。2005年から2010年にかけて、農家とその経営耕地が減少する一方で農家以外の事業体数とその経営耕地が増加し、事業体の農地シェアが非常に高まっている。しかしその変化の仕方には相違がある。富山県A地区では、農業センサスの経営耕地面積に占める農家以外の事業体のシェアが、2005年時点でも38%と高かったものが、2010年センサスではさらに上昇して63%に至っている。他方、佐賀県B地区では2005年時点では農家以外の事業体の経営耕地はゼロであったものが、2010年センサスでは一気に68%に至っている。

第2に、大規模な担い手についてである。まず、両地区ともに土地利用型の大規模個別経営が存在する。富山県A地区では1978年に設立され、1981年に法人化した大規模法人組織が存在する。現在は3戸の共同経営で、10人を雇用して94haを経営し、立地する集落、A地区内、そしてA地区外の農地を集積している。佐賀県B地区では16haの農家が存在し、集落内の農地集積を中心として、一部B地区内の他集落にも出作している。

ついで、集落営農組織である。（以下、集落営農組織の名称を、A地区のa組合は「A-a組合」、B地区のa組合は「B-a組合」と表記する。）富山県A地区では、4つの集落営農組織のうち法人組織が3つあり、その設立と法人化の時期を比較すると、A-a組合は1993年という早い時期に法人として設立されたが、他の2組織、A-b組合は2005年設立で、2010年に法人化、A-d組合は2008年設立で、2010年に法人化しており、米政策改革さらには経営所

得安定対策を背景とした組織化と法人化である。A-c組合は経営所得安定対策を契機に2008年に設立されたが、任意組織のままである。いずれも主要機械を装備して組織としてブロックローテーションを行いつつ水稻・大麦・大豆を生産している。さらに法人組織は野菜や園芸作を導入し、収益の確保や女性の就業の場としている。これに対して佐賀県B地区では、経営所得安定対策前の2004年に2組織（B-a組合、B-b組合）、同対策実施時の2007年に1組織（B-c組合）が設立された。いずれもブロックローテーションを行いつつ米・大豆と裏作麦を生産しており（ただしB-c組合は、大豆の播種・収穫作業を大豆組合に委託している）、さらに設立の早いB-b組合は、野菜やモヤシ用大豆を生産している。

第3に、それら集落営農組織の内実についてである。両地区における集落営農組織は、機械を所有して共同で作業を実施し、収支を共同化している実態があり、組織経営体としての実体がある。しかしそこには地域・組織によって次のような相違がある。

富山県A地区では、いずれも主要機械を装備して組織として水稻・大麦・大豆を生産している。佐賀県B地区では、機械所有と作業者がかなり特徴的である。田植機と自脱型コンバインは組織が所有あるいは借り上げて田植え、米麦の収穫を組織として実施しているが、トラクタは構成員個々が所有して、耕起・代かきや播種・育苗は構成員が個別に実施している。また大豆収穫と米麦の乾燥調製は地区の受託組織が実施している（B-b組合はB大豆組合から離脱している）。

作業者については、両地区の各集落営農組織ともに、当面は、農業従事を全戸出役を基本として、構成員はオペレータ作業や一般作業に従事している。また水管理・肥培管理という栽培管理や畦草刈り等の畦畔管理は水田の地権者である各構成員が行っている。しかしオペレータ数やその従事日数から見ると、地域間・組織間で差異がある。富山県A地区では、法人3組織はオペレータが少数に絞られているのに対して、任意組織のA-c組合は全員従事に近い。佐賀県B地区では、活動歴の長いB-b組合は全戸従事に近いが、設立の新しいB-a組合とB-c組合では、少数の専業農家や自営兼業農家に作業が集中されている。一見すると組織の活動歴とオペレータ従事の仕方が両地域で逆のようだが、それは集落営農が設立された地域の担い手の賦存状況を反映している。富山県A地区では、個別担い手がいらない中で小規模兼業農家による全戸従事の組織が設立され、それが次第に少数オペレータに移行していった。それに対して佐賀県B地区では、B-b組合では富山県A地区と同様の条件下での組織設立であったが、他の2組織では中規模の個別農家が地域内に存在し、彼らが作業の受け手として組織に取り込まれたために、少数のオペレータによる受託組織に近い運営方式になっていると考えられる。

収益の配分方法にも相違がある。富山県A地区では、A-a、A-c、A-dの各組合が米麦・大豆ともに販売額をプールして、個々の構成員の面積割りで収益を配分しているのに対して、A-b組合は、大豆は面積割りであるが、米については構成員間の水稻単収差に応じた収益配分としている。一方、佐賀県B地区では、B-b組合は米麦・大豆をプールして構成員の面積割りで収益を配分しているのに対して、B-a組合は、大豆は作付面積割りであるが、米麦は各構成員の収量割りであり、B-c組合も米麦について同様である（大豆は播種

・収穫作業を地区大豆組合へ委託する仲介機能のみ果たす)。両地域の集落営農組織は、前述したように水稻作の水管理・肥培管理を個々の構成員が行っている。そのため構成員間で単収差が生じる。この水稻単収差を個々の構成員の報酬に反映させるか否かの判断が、面積割りにするか収量（販売額）割りにするかの選択に結果していると考えられる。この選択に影響を与えるのは、構成員の耕作面積規模の大小（数十aか数haか）、法人化への志向、肥培管理を誰が担当するか（農地の地権者かそれとは無関係な担当者か）、肥培管理の技術水準の格差の程度などがあると考えるが、この点については今後の研究課題である。

以上のことから両地域の集落営農組織の内実について検討したい。富山県A地区の集落営農組織は、機械所有し、組織が作付作目を決定して共同作業を実施し、協業経営体（農家以外の農業事業体）の実体がある。そうした中で、収益配分方法が米麦まで含めてプールして面積割りで配分するか、A-b組合のように単収差を反映させるかの幅が存在する。佐賀県B地区の集落営農組織は、機械を所有し、共同作業を行っているが、トラクタ作業は構成員の無償作業に任されていることから、完全な協業経営体とはなっていない。そうした中で、B-b組合は作付作目を組織が決定して、米麦・大豆の収支をプールして面積割りで配分して、協業経営体にほぼ等しい経営を行っている。これに対して他の組織、B-b組合は米麦・大豆、B-c組合は米麦のそれぞれ作業受託組織（農業サービス事業体）の実体に等しい内実にあると言える。

第4に、水稻の肥培管理、水管理の栽培管理や草刈り等の畦畔管理について整理したい。肥培管理、水管理の栽培管理作業や畦畔管理作業は、一般に、自作にあっては自作者、借地にあっては借地者、すなわち経営者が行っている。両地区の集落営農組織に共通していることは、水稻作の水管理・肥培管理、そして水田の畦畔管理は個々の構成員の仕事となっていることであり、各構成員は自己の水田のこうした管理作業を個々の判断で行っている。そしてこうした方式が全国の集落営農組織では一般的な方式だと見られる。しかし両地区ではその労働への対価支払いには大きな差がある。富山県A地区の集落営農組織では、肥培管理・水管理、畦畔管理の労働に対して地代とは別に管理料を支払っている。こうした栽培管理労働、資源管理労働への対価支払いのシステムは、大規模法人のA社も同様に採用している。佐賀県B地区では、これらの作業は無償労働として行われており、全国の集落営農組織でもこうした例が一般的である。

集落営農組織では、地域内の農地を集団化することで大規模経営を実現させ、労働生産性を高めることが可能となる。他方で大規模化によって2つの問題が生じる。1つは畦畔管理労働の過重であり、もう1つは水稻栽培での稠密な栽培管理による土地生産性の維持・向上の困難化である。30a区画の整備田や、未整備田という土地条件の上では、少数者で前者の労働を実施することは困難が伴い、地域資源の維持・管理として重要な畦畔管理労働を農地の地権者に任せることは、大規模経営の成立の1つの条件となってくる。肥培管理、水管理の栽培管理作業についても同様のことが指摘できる。

集落営農組織では、そうした肥培管理、水管理の栽培管理作業や畦畔管理作業は、オペレータではなく、各構成員に任せることで、作業実施者の確保を図っている。富山県A地

区では、A法人も含めてどの組織も両労働に対して定額の対価を支払い、佐賀県B地区ではどの組織も対価を支払っていない。こうした栽培管理・畦畔管理の労働への対価支払いの有無を規定する条件が何かは、今後の研究課題としたい。

ここでは、水稻の栽培管理労働の成果への対応について指摘しておきたい。各構成員が行う水稻の栽培管理労働は水稻単収差として現れてくる。収益の配分で先述したように、富山県A地区のA-a組合、A-c組合、A-d組合や佐賀県B地区のB-b組合は、水稻単収差を構成員への収益配分に反映させていないが、富山県A地区のA-b組合や佐賀県B地区のB-a、B-c組合は、収量差＝販売額差に応じた収益配分を行い、栽培管理労働への報酬を支払っている。こうした差が規定されている条件の検討の必要は先に指摘したが、ここでは、その選択が集落営農組織の運営・経営のあり方に関わっていることを指摘したい。個々の構成員の栽培管理に伴う成果への報酬支払いは、集落営農組織の構成員は雇用労働者ではなく農家（農業経営者）であるにとらえて、農家に営農の主宰権を認めることになり、またその結果として農家としての労働参加へのインセンティブを与えていると考えられる。栽培管理労働について、労働対価を支払うのか成果への報酬を支払うのか、この点は集落営農組織の運営・経営のあり方に関わってさらに検討が必要な課題であると考ええる。

第2節 農地利用と調整問題

農業の担い手の立地と農地集積の状況と土地利用に関して整理したい。

第1に、農業の担い手の立地は両対象地区で大きく異なる。富山県A地区では、9集落（16生産組合）のうち、大規模法人が1集落をベースに、地区内外へ経営展開している。また3集落（6生産組合）に4つ設立された集落営農組織は各集落内の農地を集積（小規模のA-d組合は集落外へ展開）している。その結果、大規模法人や集落営農組織が立地する集落では、それらに農地が集積されている。他方でA地区には、そうした担い手が不在の集落が存在している。佐賀県B地区では、市街地を除く8集落のうち、1集落には大規模農家が存在して集落内の農地を集積しており、その集落を除く7集落に3つの集落営農組織が設立され、それらが各集落内の農地を集積している。その結果、B地区には担い手不在集落が存在しない。こうして法人あるいは農家の大規模個別経営が立地する集落や集落営農組織が設立されている集落では、彼らが農業の担い手となっている。

第2に、こうした担い手の立地状況は、地域における農地利用に影響する。両地区ともに、集落営農組織は立地する集落内の農地を集積しており、集落内の農地は集落営農組織に囲い込まれる状況にある。その結果、集落営農組織が立地する集落では、入り作の個別経営との間で、棲み分け、あるいはいわゆる「貸しはがし」に象徴されるような農地の競合問題が生じる。佐賀県B地区では、集落内に中規模の個別農家が存在しており、彼らと集落営農組織との併存状態がみられる。B地区には担い手不在集落が存在しないため、そうした農家の今後の規模拡大方向は、園芸作の導入などによるビジネスサイズの拡大であ

るか、あるいはファームサイズの拡大の場合には集落営農組織のない地区外へ進出せざるをえない状況にある（後者の点は、事例からは十分に確認できていない）。

他方、富山県A地区では、担い手不在の集落があり、そこにはA地区内の大規模法人や地区外の担い手による入り作が進展し、借地が競合している。個別大規模経営は、集落を越えて地区内外へ経営展開するが、借地拡大する先は、集落営農組織が立地しない集落、すなわち担い手不在集落にならざるをえない。その結果、担い手不在集落で集落内外の個別経営による入り作が無計画に進行している。

第3に、こうした農地利用の状況の相違から農地利用調整、とくに個別経営の規模拡大を支援するための農地利用調整に関しては、それぞれ次のような課題があると考ええる。富山県A地区では、担い手不在集落があり、大規模法人の今後の拡大余地は、そこへの入り作である。そのため今後は、集落を越えた範囲での農地利用調整機能の見直しが必要であると考ええる。佐賀県B地区では、担い手不在集落がなく、個別経営は集落営農組織のない地区外へ進出せざるをえない。そのため地区（旧村）を越えた範囲での農地利用調整機能が必要であると考ええる。

第3節 農家のリタイアと農地の受け手の展望

両地域の農業構造が今後どのように変化するかを検討するために、本調査では、両地区各集落における、およそ10年後の農業継続・農業リタイアの見通しを高齢者を中心に調査した。

第1に、その結果を踏まえて、今後の農地の受け手を展望したい。富山県A地区では今後10年くらいの間に124戸の農家のうち34戸（25%）が離農し、彼らの154haの農地のうち37ha（24%）が流動化する。1995～2005年の10年間に農家の農地116ha（34%）が流動化したのに比べると小さな規模ではある。しかし集落によっては5割を越える農地が流動化すると推測され、集落によっては大きな変化が起こるところもある。そうした農地の受け手は、集落営農組織が設立された集落では集落営農組織が、担い手不在集落では地区内の大規模法人が期待される。彼ら受け手の拡大可能面積からすると、流動化する面積は引き受け可能である。しかし先に指摘したように、引き受けた農地の管理作業を行う作業者が確保できるかどうかの問題であるが、集落営農組織の場合にはこのレベルであれば問題がないと思われる。しかし大規模法人では管理作業者の確保が一層深刻な課題となると考えられる。また担い手不在集落では、地区外の個別経営による入り作の増加も想定され、入り作者間の競合の強化が見込まれる。先に指摘した、集落を越えた地区内での農地利用調整をどう図るかが課題となってくると考える。

佐賀県B地区では、今後10年間くらいの間に、73戸の農家のうち30戸（41%）が離農し、164haの農地のうち29ha（17%）が流動化する。これは1995～2005年の10年間の農地移動が4ha（3%）であったことに比較すると、かなり大きな変化である。しかもその流動化率

は、集落によって0%から34%と推測され、集落によっては相当に大きな構造変化が起こる可能性がある。しかし各集落には大規模個別経営か集落営農組織が存在し、彼らがこうした農地の受け手となることが期待される。現在、集落営農組織には壮年層のオペレータが確保されていることから、組織の作業者は確保可能と思われる。しかし現在は、各構成員が行っているトラクタ作業について、今後、離農者が増加した場合に、その離農農地を残された構成員がどの程度受けることが可能であるのかが問題である。今後の構造変化を踏まえるなら、いずれ組織として借地をして、耕起まで含めて組織で対応する方向をとらざるをえなくなると考える。

第2に、こうした離農の進展を踏まえて両地区における集落営農組織の展開方向を改めて検討しよう。両地域ともに当面は、全戸出役型を維持し、できるだけ参加農家の営農参加を継続させるという点では共通している。富山県A地区では、法人組織は少数オペレータ型に近く、任意組織はぐるみ型であるが、後者についても参加農家のリタイアにより、将来的にはオペレータ型を目指す方向に向かうことになると考えられる。また収益性の向上と将来、若い周年雇用者を確保するために、園芸部門の拡大等の複合化、多角化を推進する方向に向かうとも考えられる。他方で資源管理の担い手をいかに確保するのが課題であり、すでにe法人で最も深刻である。集落営農組織においてもオペレータは少数者に絞られつつも、肥培管理や畦畔管理作業は構成員が行う原則を維持することが重要となるだろう。

佐賀県B地区では、2組織は少数オペレータ型の作業方式になっており、農家の高齢化・リタイアが見込まれる中で、残る1組織もその方向へ向かうこととなると考えられる。さらに、高齢農家のリタイアに伴い流動化する農地を組織として借地する方向へ、そして法人化へ、という課題に直面するものと考えられる。

(小野 智昭)